○**文部科学省告示第八十号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十三年九月二十六日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

| 名称 | 構造及び形式 | 関係告示 | 所在地 |
|---|---|---|---|
| 齋藤家住宅主屋 | 木造二階建、鉄板葺、建築面積二七〇平方メートル | 平成十二年文部省告示第八十九号 | 岐阜県郡上郡八幡町新町九二七―一 |

○**文部科学省告示第八十一号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十三年十一月二十五日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

| 名称 | 構造及び形式 | 関係告示 | 所在地 |
|---|---|---|---|
| 南門脇家住宅主屋 | 木造平屋建、瓦葺、建築面積二九八平方メートル | 平成十六年文部省告示第百六十二号 | 鳥取県西伯郡大山町所子三六一 |
| 竹島家住宅主屋 | 木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積四五四平方メートル | 平成二十二年文部科学省告示第八十九号 | 富山県富山市下新九六 |
| 竹島家住宅米蔵 | 土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積四七平方メートル | 平成二十二年文部科学省告示第八十九号 | 富山県富山市下新九六 |
| 竹島家住宅道具蔵 | 土蔵造二階建、瓦葺、建築面積六〇平方メートル、渡廊下付 | 平成二十二年文部科学省告示第八十九号 | 富山県富山市下新九六 |
| 竹島家住宅長屋門 | 木造平屋建、瓦葺、建築面積五六平方メートル | 平成二十二年文部科学省告示第八十九号 | 富山県富山市下新九六 |
| 竹島家住宅御成門 | 木造、銅板葺、間口一・八メートル | 平成二十二年文部科学省告示第八十九号 | 富山県富山市下新九六 |
| 竹島家住宅外塀 | 木造、瓦葺、総延長一〇八メートル | 平成二十二年文部科学省告示第八十九号 | 富山県富山市下新九六 |
| 竹島家住宅内塀 | 木造、瓦葺、総延長二四メートル、便所付 | 平成二十二年文部科学省告示第八十九号 | 富山県富山市下新九六 |
| 南門脇家住宅茶室 | 木造平屋建、瓦葺、建築面積二三平方メートル | 平成十六年文部省告示第百六十二号 | 鳥取県西伯郡大山町所子三六一 |
| 南門脇家住宅米蔵 | 土蔵造二階建、瓦葺、建築面積一〇三平方メートル | 平成十六年文部省告示第百六十二号 | 鳥取県西伯郡大山町所子三六一 |
| 南門脇家住宅新蔵 | 土蔵造二階建、瓦葺、建築面積四〇平方メートル | 平成十六年文部省告示第百六十二号 | 鳥取県西伯郡大山町所子三六一 |
| 南門脇家住宅夜具蔵 | 土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二一平方メートル | 平成十六年文部省告示第百六十二号 | 鳥取県西伯郡大山町所子三六一 |
| 南門脇家住宅門長屋 | 木造二階建、瓦葺、建築面積三五平方メートル | 平成十六年文部省告示第百六十二号 | 鳥取県西伯郡大山町所子三六一 |
| 南門脇家住宅南面土塀 | 木造、瓦葺、延長二七メートル | 平成十六年文部省告示第百六十二号 | 鳥取県西伯郡大山町所子三六一 |
| 南門脇家住宅北納屋 | 木造平屋建、瓦葺、建築面積四三平方メートル | 平成十七年文部省告示第十八号 | 鳥取県西伯郡大山町所子三六一 |

○**文部科学省告示第八十二号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十四年二月二十四日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

| 名称 | 構造及び形式 | 関係告示 | 所在地 |
|---|---|---|---|
| 旧本多家住宅倉 | 木造二階建、鉄板葺、建築面積二二平方メートル | 平成二十二年文部科学省告示第百四十四号 | 東京都国分寺市西元町一―一五七四―一 |
| 旧本多家住宅長屋門 | 木造二階建、鉄板葺、建築面積八四平方メートル | 平成二十二年文部科学省告示第百四十四号 | 東京都国分寺市西元町一―一五七四―一 |

○**文部科学省告示第八十三号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十四年六月二十二日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

| 名称 | 構造及び形式 | 関係告示 | 所在地 |
|---|---|---|---|
| 日本聖公会宇都宮聖公教会礼拝堂 | 鉄筋コンクリート造塔屋付、銅板葺、建築面積一九四平方メートル | 平成十年文部省告示第百七号 | 宇都宮市桜二―三―二七 |